

# あげまつだより



令和8年1月8日発行  
No.19 上松町



## 税金等を窓口で納付されている皆様へ

税金等の納入期限について、お忘れのないように納入をお願いします。



税目	期別	納期限
町県民税	第4期	令和8年2月2日（月）
国民健康保険税	第9期	
後期高齢者医療保険料	第7期	

### ◆納入期限までの納入にご協力下さい◆

諸事情により納期限までに納められない場合はお早めにご相談下さい。納期限が過ぎても未納の場合は、督促状の発送や訪問による納税をお願いしていますが、督促手数料（100円）がかかります。その後も未納の場合には、差押等の滞納処分を受ける場合があります。

### ◆便利な口座振替をご利用下さい◆

現在、窓口で納入されている皆様（納税通知書に「口座振替」の記載のない方）に口座振替をお勧めしています。忘れてしまうこともなく必ず納期限に納入されます。役場窓口と金融機関に「口座振替依頼書」がありますのでご利用下さい。役場までお越しになるのが困難な場合はご連絡下さい。（その際は、通帳と印鑑をご用意下さい）

### ◆マンデー（月曜）納税日をご利用下さい◆

毎週月曜日は午後7時まで窓口業務を延長しておりますので、税金等を納入することができます。（休日の場合は翌日）お仕事等により日中に納入することが困難な場合にご利用下さい。

【お問合せ先】 上松町 企画財政課収納係 電話：52-4901（内線122）

住民福祉課厚生係 電話：52-4802（内線151・153）



## 木曽税務署より所得税等確定申告のご案内



木曽税務署の確定申告会場では、マイナンバーカードを使ったスマホ申告を基本とした相談体制としております。お越しの際は、①スマートフォン、②マイナンバーカード、③2つのパスワード（署名用：英数字6～16文字、利用者証明用：数字4桁）のご準備をお願いします。

会場 木曽税務署 2階会議室

期間 令和8年2月16日（月）～3月16日（月） ※土日及び祝日を除く

時間 相談受付 8:30～16:00 相談開始 9:00～

（注1）確定申告会場の入場には、入場整理券が必要です。入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得できます。

（注2）譲渡所得及び贈与税の申告相談等については月～水曜日と金曜日に相談を受け付けております。

（注3）必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認のうえお越しください。

（注4）2月13日（金）以前は、確定申告会場はありません。

2月13日（金）以前の申告相談には電話による事前予約が必要です。事前予約のない申告相談はお受けできませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 木曽税務署 電話：0264-22-2024（自動音声案内）

※例年「上松町」が行う申告相談についてのお知らせは「あげまつだより1月22日号」へ掲載いたします。

# 令和8年度 奨学生募集のお知らせ

上松町では、高等学校及び大学・短大・専門学校・大学院へ進学する方を対象に、令和8年度の奨学生を下記のとおり募集します。

## (出願資格)

上松町に引き続き5年以上居住していること。経済的理由により修学困難と認められること。日本学生支援機構、長野県奨学金及び木曽広域連合奨学金を受けていないこと。

## (貸与の金額)

奨学生の種類	学校の種別	貸与の額
修学資金	高等学校	月額 20,000円
	大学・短期大学・専門学校・大学院	月額 30,000円
入学一時金	高等学校	一括 100,000円以内
	大学・短期大学・専門学校・大学院	一括 200,000円以内

## (償還の方法)

卒業してから6ヶ月を経て、借用期間の3倍の期間内で償還することになります。

返済は貸与を受けた元金のみです。

## (申し込み)

令和8年3月10日(火)までに教育委員会事務局にある所定の書類で提出して下さい。

(その他)・奨学生の選考にあたっては、収入・所得の上限の目安の基準を参照して行います。

## 収入・所得の上限の目安

世帯人数	給与所得者世帯 (年間の収入金額)	給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	11,800,000円	9,050,000円
3人	11,270,000円	8,910,000円
4人	13,090,000円	9,370,000円
5人	13,870,000円	10,030,000円



・貸与には限度があります。また、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご承知ください。

詳しい出願手続きは、上松町教育委員会事務局へお問い合わせください。

【役場庁舎2階 6番窓口 電話：52-4900】

## 相続登記はお済みですか月間

長野県司法書士会では、下記の通り無料相談を実施します。

- ◆期間 令和8年2月2日(月)～2月27日(金)  
毎日午前9時から午後4時まで(土曜・日曜・祝日を除く)
- ◆場所 県内各司法書士事務所 ◆相談料 無料
- ◆予約 相談する司法書士事務所にお問い合わせください
- ◆相談例
- ・相続登記が義務化されてどう変わったの？
  - ・実家が相続登記をせずに空き家となっている
  - ・相続人の中に行方不明の人がいて遺産分割協議ができない
  - ・法定相続情報証明制度について知りたい
  - ・遺言について知りたい
  - ・妻(夫)に全財産を相続させたいが、どうすれば・・・
  - ・法務局で遺言書を預かってもらえる制度について知りたい
  - ・私が亡くなった後も妻が家に住めるようにしたい
  - など



◆問合せ先 長野県司法書士会 〒380-0872 長野市妻科399番地 (TEL: 026-232-7492)